

監査公表

平成29年度、平成30年度および平成31年度に実施した包括外部監査について秋田市長からならびに平成30年度に実施した包括外部監査について秋田市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和2年8月31日

秋田市監査委員	島	崎	正	実
秋田市監査委員	高	井	宏	司
秋田市監査委員	工	藤	新	一
秋田市監査委員	三	浦		清

令 2 総 第 1 1 5 1 号

令和 2 年 8 月 2 0 日

秋田市監査委員 様

秋田市長 穂 積 志

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 2 9 年度、平成 3 0 年度および平成 3 1 年度に実施された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、次のとおり通知します。

平成29年度包括外部監査（子ども・子育て環境の充実に係る事業の執行について）
の結果に対する措置状況

<p>項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨</p>	<p>措置状況：担当課所室 措置の内容</p>
<p>4 各事業ごとの事務の執行 (6) 妊産婦健康診査 【意見20】妊産婦健康診査事業の管理指標について（55頁・11頁）</p> <p>妊婦健診延べ受診回数（妊婦一般健康診査受診票毎の利用総数の合計）が指標として設定されているが、指標の範囲に妊婦歯科健康診査受診票や妊婦子宮頸がん検査（細胞診）、クラミジア検査等受診票等が含まれていない。これら受診票の対象検査等も妊娠期の健康診査として重要と評価しているのであるならば、指標から除く理由はない。</p>	<p>（措置困難：子ども健康課）</p> <p>妊婦歯科健康診査については、平成31年度に導入した新システムを活用し、個別の受診状況の確認に努めた。その結果、未受診理由として、流早産や死産、妊娠期間中の入院等で受診できないなど、やむを得ない事由も多くあることが推察された。</p> <p>妊娠期間中は流動的な要素が大きく、個々人の受診率を適切に把握できないことから、第3次秋田市子ども・子育て未来プラン（以下「未来プラン」という。）の策定にあたって、指標としての設定を行わないこととした。</p> <p>（参考）妊婦子宮頸がん検査（細胞診）、クラミジア検査については、指標を別に設定する必要はないと考えており、措置困難であることを平成30年度に通知している。</p>

【指摘3】 妊産婦健康診査事業の管理指標について (55頁・12頁)

母子保健法第13条では「市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない」とされており、母子の健康確保を考えると、0歳児人口に左右されない個々人の受診率平均が当趣旨に適した指標と考えられる。個人別の受診率の把握ができる体制を構築し、指標の見直しに着手すべきである。

(11) 児童保護措置費

【意見35】 児童保護措置費について (81頁・19頁)

助産・母子生活支援施設事業は、第2次秋田市子ども・子育て未来プランへの記載がなく、目標は設定されておらず、目標に対する達成状況の評価も行われていない。

未来プランにおける基本施策6-2「ひとり親家庭の自立支援の促進」に対応する事業である以上、他の事業と同様に目標を設定することを検討されたい。

(措置困難：子ども健康課)

平成31年度に導入した新システムを活用し、妊婦の個別の受診状況の確認に努めた。その結果、未受診理由として、流早産や死産、妊娠期間中の入院等で受診できないなど、やむを得ない事由も多くあることが推察された。

妊娠期間中は流動的な要素が大きく、個々人の受診率を適切に把握できないことから、未来プランの策定にあたって、指標としての設定を行わないこととした。

(措置済み：子ども総務課)

母子生活支援施設への入所保護については、未来プランの策定にあわせて、母子世帯の生活支援等を行い自立を促進することを事業目標として設定した。

(措置困難：子ども総務課)

助産施設の利用については、支援が必要な対象者からの申請により措置する事業であり、目標設定になじまないため、未来プランへの掲載は行わないこととした。

平成30年度包括外部監査（秋田市教育委員会の財務に関する事務の執行について）の結果に対する措置状況

<p>項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨</p>	<p>措置状況：担当課所室 措置の内容</p>
<p>第3章 監査対象各課(各学校)別 各論 2. 学事課 2-2 監査の結果 (5) 小・中学校スクールバスの運行 【意見12】 資本関係又は人的関係がある会社の同一入札への参加制限（69頁・15頁） 「秋田市立雄和小学校スクールバス運行管理業務委託」の業者選定を公募型指名競争入札により行った際に、双方の代表取締役が他社の取締役を兼務する2社が応札している。 秋田市においては、資本関係又は人的関係がある会社の同一入札への参加を制限していないとのことであるが、問題点などを整理し、参加制限の要否を検討することが望ましい。</p>	<p>（措置困難：契約課） 中核市などの状況を確認したところ、資本関係又は人的関係がある会社の同一入札への参加を制限している自治体は半数程度であった。 制限していない自治体のほとんどは、資本関係又は人的関係を正確に把握することが困難であるとの理由であり、本市も同様の見解であるため、現行どおりとするが、今後も、より公正な入札を図るため、情報収集に努めていく。</p>

平成31年度包括外部監査（秋田市のまちづくりに関する事務の執行について）の結果
に対する措置状況調書

<p>項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨</p>	<p>措置状況：担当課所室 措置の内容</p>
<p>第3章 秋田市のまちづくりについて 3. 監査の結果 (1) 秋田市中心市街地活性化基本計画について 【意見1】協議会の部会の設置について（35頁・6頁） 秋田市では協議会に部会を設置していない。「芸術文化ゾーン活用研究会」を定期的 に開催しているが、事業の包括的実行力と いう点では脆弱であろう。当該計画の実効 性を高めるため、中心市街地活性化協議会 に部会を設置するべきであろう。</p> <p>【意見2】計画の目標達成状況の分析につ いて（36頁・6頁） 数値目標の表面的な達成状況だけでなく、 どのように活性化に効果があるのかについ てより分析を行う必要がある。</p>	<p>（措置困難：都市総務課） 中心市街地活性化協議会は、基本計画に 記載された事業の実施者や有識者、金融、 行政等の多様な団体で構成され、多角的な 視点から協議し、事業を推進しているため、 実効性を確保していると考えている。 今後、事業を取り巻く状況が変化した場合 には、その状況に対応するため、協議会 を所管する秋田商工会議所に部会の設置等 について働きかける。</p> <p>（措置予定・検討中：都市総務課） 第1期秋田市中心市街地活性化計画の検 証では、新たな人の流れが創出されたもの の恒常的なにぎわいの創出には至らなかつ たとしており、また、空き店舗の転用先が 住居・駐車場となっていることが商店街の 空洞化の原因であると分析している。 中心市街地の活性化に向けた各種取組は、 複数の事業が面的に進められることで相乗 効果を発揮するものであり、個別の効果の 分析は困難と考えるが、他都市の事例を参 考にしながら、分析が可能か検討する。</p>

(2) 秋田市立地適正化計画について

【意見3】コンパクトシティの効果と対応について (37頁・6頁)

当該施策については以前から課題とされてきたが、これまでの政策の成果が見られない。

中心地域以外に6つもの中心拠点を持し、それぞれを結びつける公共交通はバスだけというのでは、コンパクトシティ「アンドネットワーク」の意味も薄れてくる。

しかも、バスの運転手の高齢化に伴い、密度の高い交通の運行が困難となってきた中で、現在の施策が効果を上げているか、課題を直視しつつ、明確な効果指標に従って実施する必要がある。

具体的には、現在の6つの中心拠点の縮小的見直し、市の中心部へのLRTの導入の再検討を考慮することが考えられる。

【意見4】居住調整地域のあり方についての明確なビジョンの提示について (37頁・7頁)

居住調整地域の指定といった強制的手段を採用せずとも、地域住民に一定の負担はあるものの、何らかの将来に希望をもてるような施策を描くことが必要である。

(3) 空き家対策について

【意見5】空き家の活用について (40頁・7頁)

地方自治体自らまたは共同出資等によるランドバンクを設立し、空き家の活用方法について検討されたい。

(措置予定・検討中：都市計画課)

第7次秋田市総合都市計画策定に向けた検討の中で、コンパクトな市街地形成を基本に、市民が将来とも身近な地域で様々な生活サービスを享受できるよう、目指すべき具体的な将来都市構造を検討する。

(措置予定・検討中：交通政策課)

LRTについては、本市への導入を考えた場合、軌道敷確保や導入のための経費負担、運行主体などの課題も多くあることから、まずは、本市の立地特性に合わせたバス・鉄道による公共交通の充実に努めていく。なお、令和2年度に行う、第3次秋田市公共交通政策ビジョンの策定作業の中で、新たな公共交通機関の導入も含めて、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークのあり方について検討する。

(措置予定・検討中：都市計画課)

第7次秋田市総合都市計画策定に向けた検討の中で、居住誘導区域外の市街地像を含めた都市全体の土地利用方針を検討する。

(措置予定・検討中：住宅整備課)

他の地方自治体において、ランドバンク事業などの民間主体の先導的な街の再生に関する取組事例もあることから、これらを参考に、令和2年度中に策定を予定している第2期秋田市住生活基本計画の推進施策の検討の中で、有効性や実現性について関連団体等との連携も含め検討する。

第4章 監査対象とした各課の事業に対する監査の結果

1. 都市総務課

1-2 監査の結果

(1) 中心市街地活性化基本計画推進経費について

【意見6】歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均）の減少要因の調査・分析について（46頁・7頁）

大きな通行量の減少が続いており、市民の行動様式等に構造的な変化が生じていることも考えられることから、計画期間の最終フォローアップを待たず、目標と実績の乖離を調査・分析することが望ましい。

【意見7】活性化基本計画に追加された事業に対する評価について（48頁・8頁）

計画に位置づけられた各事業がどの程度指標に寄与しているのか評価することも今後の施策立案のために有用なものとする。

（措置予定・検討中：都市総務課）

歩行者・自転車通行量における目標と実績の乖離については、目標値の根拠となっている施設整備が終わっていないため、要因を分析することは困難であるが、市民の生活パターン等の変化については、最終フォローアップ調査に合わせて実施する予定の市民アンケート調査等により分析が可能なか検討する。

（措置予定・検討中：都市総務課）

中心市街地活性化基本計画の目標指標については、計画に位置づけられた複数の取組が相乗効果を発揮することにより達成されるものであり、個々の取組がどの程度寄与しているのかを評価することは困難であるが、それぞれの取組について、施設利用者数等を把握することなどにより、状況の把握に努めていく。

2. 都市計画課

2-2 監査の結果

(1) 屋外広告物管理システムについて

【意見8】屋外広告物管理システムの契約の方法について (52頁・8頁)

システムの更新を機会に、他のシステムを使用する可能性も検討すべきであったと考える。また、他のシステムを使用する可能性がある場合には、複数年契約を前提として、一般競争入札や公募型プロポーザル方式などの方法で、競争性を発揮すべきである。

(措置予定・検討中：都市計画課)

次回のシステム更新時において、屋外広告物の管理システムを使用している他都市の契約状況等を調査し、契約方法について検討する。

(2) 秋田市立地適正化計画と自然災害の可能性のある地域との整合性について

【意見9】秋田市立地適正化計画とハザードマップの整合性について (54頁・9頁)

自然災害が想定される地域は居住を誘導して人口密度を維持するエリアとしてふさわしいものではないという観点から、居住誘導区域の見直しを進めていく必要がある。

(措置予定・検討中：都市計画課)

今後の国の動向や市街地の変化、災害対策の状況等を踏まえ、第7次秋田市総合都市計画策定や秋田市立地適正化計画の定期見直しの中で、居住誘導区域のハザードエリアの取扱いを検討する。

3. 秋田駅東地区土地区画整理事務所

3-2 監査の結果

(1) 秋田駅東第三地区土地区画整理事業及び秋田駅西北地区土地区画整理事業について

【意見10】土地区画整理事業の現状についての市民への丁寧な情報提供について (61頁・9頁)

現在施行中の2地区の土地区画整理事業は、今後も多額の事業費が見込まれることから、地権者等だけでなく、秋田市民に対して広く事業の情報を丁寧に提供していくことが必要なものと考えられる。

(措置済み：秋田駅東地区土地区画整理事務所)

現在、秋田市ホームページで事業の進捗状況や年度予算等の情報を提供している。

今後も事業の必要性や整備効果、資金計画等も含め、より丁寧な情報提供に努めていく。

【意見11】 計画変更のスピンの短縮化について (64頁・10頁)

計画変更までの期間が長期になるほど、変更すべき事案をため込むことにつながるため、必要な場合に変更することが望ましいものとする。

4. 住宅整備課

4-2 監査の結果

(1) 空き家定住推進事業について

【意見12】 立地適正化計画により焦点をあてた補助額の設定について (70頁・10頁)

立地適正化計画で、コンパクトシティを目指すために設定されている居住誘導区域への誘導をより促進するため、居住誘導区域の物件に補助対象を限定した上で、補助額を増加させること等を検討することが有用なものとする。

(措置済み：秋田駅東地区土地区画整理工事事務所)

変更すべき事案が生じた際には、すみやかに関係機関と協議の上、必要な計画変更を行うこととし、適切な進捗管理を実施する。

(措置予定・検討中：住宅整備課)

本市の立地適正化計画における居住誘導については、市民生活の利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化や行政サービスの効率化による行政コストの削減などを目的としている。

また、本事業は移住の促進も目的としており、移住を希望する方に対しては、物件を限定することなく、様々な居住ニーズに対応することが有効であると考えている。

このため、本事業において、居住誘導区域の物件を補助対象に限定することは検討しないが、居住誘導区域への誘導をより促進するため、令和2年度中に策定を予定している第2期秋田市住生活基本計画の推進施策の検討の中で、補助額を増額することなどを検討する。

【意見13】 空き家バンクに登録できない空き家に対する対策の強化について（70頁・10頁）

流通性のある空き家については、空き家バンクなどの受け皿が構築されているが、ここから漏れてしまうものは、多くが利活用されない空き家になってしまうため、空き家バンクに登録できない空き家に対する対策を強化することが重要であると考え。また、空き家になる前の段階での対策がより有用なものと考え。

5. 防災安全対策課

5-2 監査の結果

(1) 老朽危険空き家等対策経費について

【意見14】 特定空き家等に対する措置について（77頁・10～11頁）

特定空き家等に関する適切な措置の実施を図るため、国の指針を参考に地域の特性を踏まえた特定空き家の認定に関するマニュアルを作成する必要があると考え。

【意見15】 早期段階で解体することへの支援について（77～78頁・11頁）

危険な空き家等の増加を未然に防ぐため、危険性がない状態の空き家についても解体費用の補助等の支援について検討が必要と考え。

（措置予定・検討中：住宅整備課）

空き家バンク登録ができない空き家については、今後もますます増加することが想定され、その対策の強化を図ることが重要であることから、令和2年度中に策定を予定している第2期秋田市住生活基本計画の推進施策の検討の中で、流通が困難な空き家の解決に向けた新たな手法や関係団体との連携体制等について検討していく。

また、空き家になる前の段階での対策についても同様に有効な手法等を検討する。

（措置予定・検討中：防災安全対策課）

本市の特定空き家等の認定については、個別の事案に応じて、国が示すガイドラインをベースに、本市の判定基準と照らし合わせながら行うこととしているが、今後、特定空き家の認定に関するマニュアルを作成する。

（措置困難：防災安全対策課）

本市における空き家の解体補助制度は、周辺住民や通行人等の安全を確保するため、倒壊等の恐れがあるなど保安上危険な状態にある空き家の解体を対象としており、危険性のない空き家の解体補助については困難であるが、危険な空き家の増加を防ぐため、引き続き、空き家の所有者に対し、適正管理の指導等を行っていく。

【意見16】 空き家の維持管理について（78頁・11頁）

遠方に居住する空き家の所有者が、空き家の維持管理を専門業者等に依頼する場合に専門業者等に関する情報提供や費用に対する補助金等の支援について検討が必要と考える。

（措置困難：防災安全対策課）

空き家の維持管理については、所有者が自らの責任のもとで行うことが原則であることから、補助金等の支援については困難であるが、所有者からの相談に応じて、協定に基づき、空き家の維持管理を行う専門業者として、秋田市シルバー人材センターを紹介しており、引き続き、情報提供に努めていく。

6. 商工貿易振興課

6-2 監査の結果

（1）商店街振興事業について

【意見17】 秋田市商工貿易振興課関係補助金交付要綱について（83頁・11頁）

秋田市商工貿易振興課関係補助金要綱において、他の補助金または交付金を受けている事業について対象外とする旨の記述がない。今後、二重交付の可能性をなくすため、補助要綱に他の補助金等を受けている事業は対象外とする規定を定める必要がある。

（措置済み：商工貿易振興課）

他の補助金または交付金を受けている事業について、二重交付の可能性をなくすため、秋田市商工貿易振興課関係補助金要綱に他の補助金等を受けている事業は対象外とする規定を追加した。

【意見18】 点灯していない街路灯への補助について（84頁・12頁）

新屋街路灯組合において、組合が所有する街路灯に関し、未点灯状態の街路灯が見受けられる。未点灯であっても基本料金が発生し、補助金交付対象となることから、必要な修繕等の実施を促すと同時に、補助金を交付しないことも検討する必要がある。

（措置済み：商工貿易振興課）

当該組合からは、管理および修繕に係る実施状況報告書が提出され、現状、約8割弱の街路灯が点灯していることを把握しており、残存分についても、改善に向けた協議を継続している。

今後も当該組合に対し、適切に管理するよう継続的な指導に努めていく。

7. 公園課

7-2 監査の結果

(1) 千秋公園整備事業について

【意見19】 樹木台帳の整備について (89頁・12頁)

千秋公園のさくらに関する台帳は整備・更新されているが、さくら以外の既存樹木についても、公園樹木の適切な維持管理を目的として、樹木台帳を整備し、樹木の点検・診断に役立てるべきである。

【意見20】 千秋公園のさくらファンドの寄付について (89頁・12頁)

さくらファンドの寄付申込みについて、クレジットカードによる寄付が可能になることなど、寄付者にとって利便性のよい手段が必要であるが、メリット・デメリットがあることから総合判断が必要である。

(措置済み・公園課)

千秋公園において、さくらと並び主要な樹木であるマツについて、台帳整備を進め、樹木の点検・診断など適切な維持管理に役立てていく。

(措置困難：公園課)

さくらファンドの寄付については、郵送・ファックス・メール・来庁の方法で申込書を公園課に提出し、後日送付される納入通知書により金融機関で寄付金を納めることとしているほか、市内10か所に設置した募金箱に、事前申込みなしで、直接納めることができるよう対応している。

このような取組に加えてクレジットカード決済を導入することは、寄付者にとって選択肢が広がるメリットとなることは理解しているが、現状、寄付件数が年間50件未満と少ないことや、新たに手数料が発生することなど、業務の効率性を考慮し、現行どおりの対応とする。

今後とも、寄付者にとって利便性の高い寄付手続きのあり方について情報収集に努めていく。

8. 道路建設課

8-2 監査の結果

(1) 人にやさしい歩道づくり事業について

【指摘1】 工作物の損失補償契約における契約の相手方について (93頁・4頁)

契約書の記名欄(甲)に記名する者は、個人X(工作物の所有者)であるが、A法人理事長X(工作物の使用者)のゴム印が押されており、誤りである。

契約書を修正するか、締結しなおすべきである。

支出負担行為書の支払先および支出命令書の請求者欄もA法人理事長Xとなっており、誤りである。(補償金は、委任払いにより工事受注者に支払っており、支払先に問題はない。)

【指摘2】 工作物損失補償契約における工作物の所有者を確認すべき相手方について (94頁・4頁)

当該確認書に記名する者は、個人X(土地所有者(共有者))であるが、A法人理事長Xの記名(ゴム印)となっており、誤りである。

【意見21】 工作物損失補償契約における工作物の所有者の確認方法について (94頁・13頁)

工作物の所有者に疑義が生じないよう、土地の上に建設されている建物所有者も補足的に確認し、全体の状況を把握した上で、附属工作物の所有者を確認することが望ましい。

(措置済み：道路建設課)

個人XとA法人理事長Xは同一人物であることから、相手方から承諾を得て、令和2年3月17日に契約書記名欄(甲)の法人名等を抹消する修正を行った。

(措置済み：建設総務課)

上記の契約書の修正と合わせ、支出負担行為書および支出命令書の請求者欄の法人名等を削除する修正を行った。

(措置済み：道路建設課)

個人XとA法人理事長Xは同一人物であることから、相手方の承諾を得て、令和2年3月17日に確認書の記名欄の法人名等を削除する修正を行った。

(措置済み：道路建設課)

今後、工作物の所有者の確認にあたっては、土地および建物の不動産登記による把握のほか、関係者へ確認するなどの補足的な項目を網羅したチェックシートを作成し、全体の状況把握に努めていく。

9. 人口減少・移住定住対策課

9-2 監査の結果

(1) 移住促進事業について

【指摘3】秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付要綱について (99頁・4頁)

事業開始当初、補助対象者の要件の一つに、「秋田県外の市区町村から本市へ転入し、市内で住宅を新築、購入又は賃借する者」と定められており、この場合、実家に転入する場合は補助対象とならないこととなっていた。

しかし、移住希望者からの要望を受け、平成30年度より転居費用のみの補助も可能としていたことから、平成30年4月1日付けで要綱を改正すべきであったが、適切に整備されておらず、交付要綱を逸脱して補助金を交付していた。

そのため、要綱の改正が必要となる場合には、改正が失念されない業務の流れを整備する必要があると考えられる。

【意見22】秋田市子育て世帯移住促進事業において転居費用のみ補助する必要性について (100頁・13頁)

「住宅を新築・購入又は賃借する者」と比べ、実家へ帰る者の負担は少ないと考えられることから、転居費のみの申請の場合は半額を補助するなどでも十分ではないかと考えられる。

(措置済み：人口減少・移住定住対策課)

「秋田県外の市区町村から本市へ転入し、市内で住宅を新築、購入又は賃借する者」という要件を「秋田県外の市区町村から本市へ転入する者」に改正し、購入又は賃借するという前提条件なしに補助金を支給できることとした（令和元年11月29日付け市長決裁）。

今後は、毎年度1月末までに改正すべき問題点などを取りまとめ、2月中に改正案を作成するなど、必要な対応策を業務マニュアルに追加し、適切な事務手続きを行うよう努めていく。

(措置困難：人口減少・移住定住対策課)

移住に掛かる費用の負担感は、個々の家庭の事情により様々であることから、これまでの基準により、住居の状況に関わらず等しく移住を支援していくこととした。

【意見23】 移住補助対象者を秋田県外からの移住者とするものの懸念について（101頁・14頁）

秋田市の移住に係る補助金は、県内他市町村に在住する者が利用できないことから、他県への移住を検討する可能性があり、補助対象者を県外在住者に限定することで、秋田県から転出する者が増加するとも考えられる。秋田県への「定住」という観点から、県内他市町村に在住する者の秋田市への移住についても、補助等の対象とするべきか検討が必要ではないか。

10. 中央市民サービスセンター

10-2 監査の結果

(1) 地域まちづくり推進事業について

【意見24】 まちづくりの実施単位の柔軟な設定について（107頁・14頁）

地域課題の発見や解決手法の検討にあたっては、7つのエリアの単位にとらわれず、エリアを細分化したり、エリアをまたいだ実施主体を設定することも視野に入れて進めることが望ましい。

【意見25】 秋田市のまちづくりに対する考え方等の周知について（108頁・15頁）

今後、各地域づくり協議会のまちづくり部会等に対して秋田市のまちづくりの考え方等の理解を深める機会を提供することが望ましい。

（措置困難：人口減少・移住定住対策課）

移住施策の推進は、県を筆頭とした全県一丸の体制で、県外からの移住者を増やす取組を行っているものである。

また、県内他市町村から秋田市への社会動態は、直近5年間（H26～H30）では、平均933人の社会増となっており、県内からの転入者を補助対象として、これを更に拡大させることは、県等との協力体制への影響も懸念されることから、現状通りとする。

（措置済み：中央市民サービスセンター）

7つの市民サービスセンターを「市民協働・都市内地域分権の拠点」として位置づけ、各地域づくり組織とセンターを中心としたまちづくりに取り組み始めたところである。地域課題の解決に向けては、7つのエリアの単位にとらわれず、エリアを細分化して伝統芸能の継承や防災に関する取組を進めている地域もあり、今後も、地域の実情に合わせたまちづくりが展開されるよう、柔軟に対応していく。

（措置済み：中央市民サービスセンター）

地域づくり組織等を対象としたワークショップにおいて、まちづくりの基礎情報となる秋田市総合都市計画や秋田市立地適正化計画について、都市計画課職員が説明する機会を設けることとしている。

今後も、都市計画等に対する関心や理解を深めながら、特色あるまちづくりを進めていくため、庁内の連携を図っていく。

令 2 教総第 2 4 3 6 号

令和 2 年 8 月 2 0 日

秋田市監査委員 様

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 3 0 年度に実施された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、次のとおり通知します。

平成30年度包括外部監査(秋田市教育委員会の財務に関する事務の執行について)
の結果に対する措置状況

<p>項目(報告書・概要書ページ) 監査結果の要旨</p>	<p>措置状況：担当課所室 措置の内容</p>
<p>(1)小・中学校情報教育環境の整備 【意見6】新学習指導要領の実施に向けたタブレット端末の利用実態の調査および将来的な配備計画などの策定(51頁・15頁)</p> <p>現状の利用実態を把握した上で、新学習指導要領において目標とされている水準を実現する計画を策定し、実態に応じた対応を図ることが望ましい。</p> <p>(2)教育委員会のシステムとその情報セキュリティへの対応について 【指摘2】無線LANのセキュリティの確保(54頁・5頁)</p> <p>学習用ネットワークで使用している無線LANの一部に使用されている暗号形式が脆弱性を指摘されている形式のため、早急に安全な暗号化手法に切り替える必要がある。</p> <p>(3)小学校フッ化物洗口事業 【意見9】他地方公共団体との実施費用面での比較の実施(58頁・15頁)</p> <p>「フッ化物洗口事業の検証」をとりまとめているが、実施費用の比較分析などは行われていない。</p> <p>今後、事業の検証を行う際などに、効果面だけではなく、事業費や実施手法などの比較も行い、より効率的な実施手法を検討していくことが望まれる。</p>	<p>(措置済み：学事課)</p> <p>国のGIGAスクール構想に基づき、令和2年度中に市立小中学校の児童生徒に一人1台のタブレット端末を整備する。</p> <p>(措置済み：学事課)</p> <p>国のGIGAスクール構想に基づき、令和2年度中に新たに市立小中高等学校に、高速大容量かつ安全な暗号化手法の校内LANを整備する。</p> <p>(措置予定・検討中：学事課)</p> <p>令和3年度に事業の検証を行うこととしており、その中で他の地方公共団体の事業費や実施手法との比較を行い、総合的に検討する。</p>

(7) 小学校警備員の配置

【意見16】 児童が利用する施設における警備業務のあり方の再検討（82頁・16頁）

市立小学校を対象として警備業務が行われているが、小学校という施設が地域コミュニティの中核の一つであることを踏まえると、地域の児童見守り活動組織などにより一層の連携を図り、専門の警備員との役割分担を再検討することも考えられる。

開始から12年以上が経過していることもあり、児童が利用する施設における警備の必要性をあらためて見直し、早期に業務のあり方を再検討することが望まれる。

6. 図書館（中央図書館明德館、土崎図書館、新屋図書館、雄和図書館）

6-2 監査の結果

(1) 利用者の利便性の向上（中央図書館明德館）

【意見27】 移動図書館のあり方の再検討（133頁・17頁）

移動図書館（イソップ号）の車両の老朽化対策を検討するに際しては、利用実態の調査および将来の利用動向の分析などを行った上で、図書館から遠い地域に対して、どのような図書館サービスを提供するか、あらためて検討し明確にする必要がある。

（措置予定・検討中：学事課）

新たな防犯機器の設置や地域の見守り活動組織との連携を図るなど、児童の安全安心の確保のあり方について検討する。

（措置済み：中央図書館明德館）

移動図書館については、アンケート調査で継続要望が多かったことを踏まえ、ルート等を見直しを適宜行うとともに、配本所の拡充も含め、図書館から遠い地域に対するサービスの充実に努めていく。